

開発行為等に関する指導要綱

平成24年 4月改正

野 洲 市

目 次

1. 開発行為等に関する指導要綱（条 文）	1
2. 開発行為等に関する指導要綱（様 式）	25
3. 開発行為等に関する指導要綱における運用基準	51
4. 開発協議申請手続き	59
4-1 申請手続きのフロー	61
4-2 開発事業事前審査願の作成要領	63
4-3 開発事業協議申請書の作成要領	67
4-4 開発事業変更協議申請書の作成要領	68

野洲市開発行為等に関する指導要綱

平成16年10月1日 制定

平成18年4月1日 改正

平成19年4月1日 改正

平成21年4月1日 改正

平成24年4月1日 改正

編集・発行 野洲市都市建設部 住宅課

〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1

電話(077)587-1121 (代)